

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

奥州日高居宅介護支援事業所
(岩手県指定 第 0371500844 号)

＊居宅介護支援とは

要介護状態となった場合においても、
その利用者が可能な限りその居宅において、
その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、
利用者や家族の希望、心身の状態を勘案し
居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し
サービスが提供されるように支援していただくことです。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 居宅介護支援サービスの内容・利用料	2
4. 居宅介護支援の提供にあたって	3
5. 居宅介護支援サービスの終了	3
6. 秘密の保持と個人情報の保護について	4
7. 緊急時及び事故発生時の対応方法について	5
8. 居宅介護支援サービスの提供に関する相談、苦情について	5
9. ハラスメント	5
10. 衛生管理等	6
11. 業務継続に向けた取り組みについて	6
12. 虐待の防止について	6
13. 重要事項説明の確認・署名	7
(別紙)居宅介護予防支援業務の実施方法等	8

1. 事業者

事業者名称	株式会社 ナカノメ
代表者氏名	中目 祐幸
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	岩手県奥州市水沢字吉小路 46-2 電話 0197-22-2047 FAX 0197-22-5510
法人設立年月日	平成22年9月1日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	奥州日高居宅介護支援事業所
介護保険指定 事業者番号	岩手県指定 第 0371500844 号
事業所所在地	岩手県奥州市水沢字齊の神 70-1
管理者氏名	鈴木 真樹
法令遵守責任者	株式会社ナカノメ 代表取締役 中目 祐幸
連絡先 相談担当者名	電話 0197-47-6616 FAX 0197-22-7767 鈴木 真樹
事業所の通常 の実施地域	奥州市全域、金ヶ崎町
開設年月	平成 27 年 9 月 1 日

(2) 運営の方針と実施概要

運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むことができるように支援します。 ・介護保険法令を遵守します。 ・公正中立な居宅介護支援を提供します。
実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族より情報を収集し、解決すべき課題を把握します。 ・サービスの内容、利用料等の情報を公正中立に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 ・支援目標、その達成時期、留意点を盛り込んだ居宅サービス計画を作成します。 ・利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過把握に努めます。 ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるようサービス事業所と連絡調整を行います。 ・状態について評価を行ない、計画変更や、要介護認定変更等の必要な対応をいたします。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

平日	午前9時から午後5時30分
休業日	土、日曜日、祝日、年末年始、電話受付可能

*緊急連絡先 0197-47-6616

(4) 職員の体制

職名	資格	常勤	常勤換算
管理者	主任介護支援専門員 介護福祉士	1名	1名
介護支援専門員	主任介護支援専門員 介護福祉士	3名	1.7名
合計		4名	2.7名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延長時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週 40 時間)で除した数です。(例)週 8 時間勤務の介護支援専門員が 5 人いる場合、常勤換算では 1 名(8 時間×5 名÷40 時間=1 名)

3. 居宅介護支援サービスの内容、利用料

利用は、介護保険で要介護認定された方が対象ですが、認定を受けていない方でも利用可能な場合があります。

居宅介護支援の内容	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	・利用料 介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。 ・交通費 通常の事業実施地域内は無料となります。
② 居宅サービス事業者との連絡調整	
③ サービス実施状況把握、評価	
④ 利用者状況の把握	
⑤ 給付管理	
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助	
⑦ 相談業務	

利用料

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当りの担当人数が40人未満の場合または40人以上である場合、45人未満の部分	居宅介護支援費(I)(i) 10,860円	居宅介護支援費(I)(i) 14,110円
介護支援専門員1人当りの担当人数が40人以上である場合、60人未満の場合において、45以上60未満の部分	居宅介護支援費(I)(ii) 5,440円	居宅介護支援費(I)(ii) 7,040円
介護支援専門員1人当りの担当人数が40人以上である場合、60人以上の部分	居宅介護支援費(I)(iii) 3,260円	居宅介護支援費(I)(iii) 4,220円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,000 円を減額することとなります。

※ 加算料金(別紙1参照)

※ 看取り期における退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合上記基本報酬を頂きます。

4. 居宅介護支援サービスの提供にあたって（別紙2参照）

- (1) 介護保険被保険者証、もしくは該当するものをご確認させていただきます。記載事項に変更が生じた場合、お知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- (3) 利用者宅への訪問
利用者の状況把握とサービスの確認のため、少なくとも1月に1回介護支援専門員が訪問いたします。
- (4) 身分証携行義務
介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

5. サービスの終了

- (1) お客様のご都合でサービスを終了する場合
文書等でお申し出くださればいつでも解約できます。
- (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします
- (3) 自動終了
 - ・利用者が亡くなられた場合
 - ・要介護認定区分が、非該当、要支援と認定された場合
- (4) 一時終了
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
施設を退所した時は契約が存続されていると解釈します。
- (5) その他
利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業所及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業所は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>① 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

7. 緊急時及び事故発生時の対応方法について

サービスの提供中に事故の発生・容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、担当介護支援専門員、市町村等へ連絡をします。

また、当事業所の介護サービスにより、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

【緊急連絡先】

ご関係	名称・氏名	住所	電話番号
		(自宅) (勤務先)	(自宅) (勤務先) (携帯)
		(自宅) (勤務先)	(自宅) (勤務先) (携帯)
		(自宅) (勤務先)	(自宅) (勤務先) (携帯)
主治医			

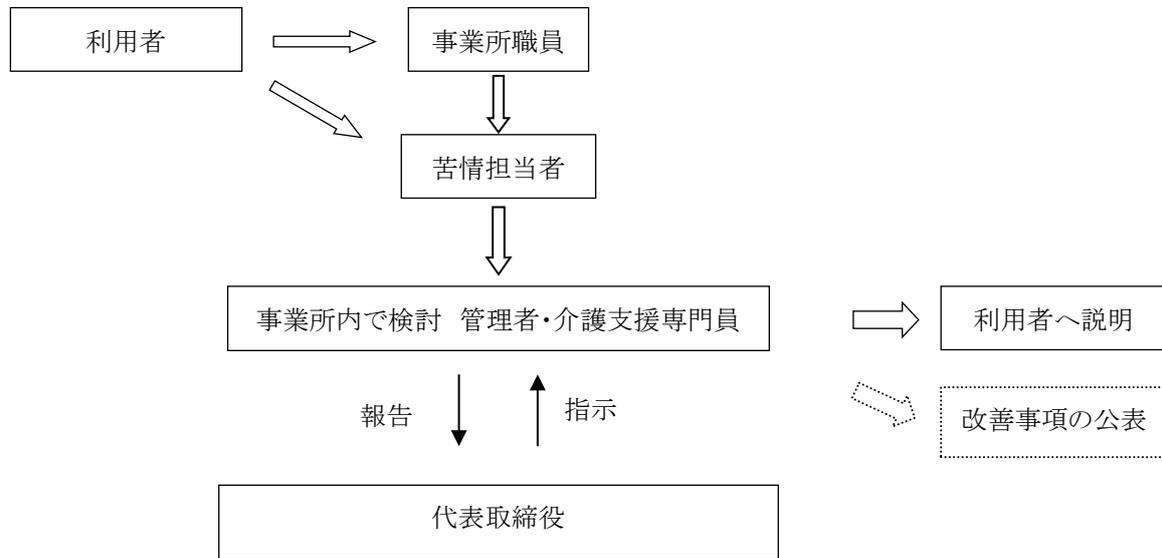
なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損保ジャパン
保険名	賠償責任保険
保障の概要	身体・財物補償 3000万円、現金補償 5万円、ケアプラン補償 1000万円 など

8. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。



(2) 苦情申し立ての窓口

【事業者の窓口】 奥州日高居宅介護支援事業所	所在地 岩手県奥州市水沢斎の神 70-1 TEL 0197-47-6616 FAX 0197-22-7767
【市町村（保険者）の窓口】 奥州市長寿社会課介護保険係	所在地 岩手県奥州市水沢大手町 1-1 TEL 0197-24-2111
【町（保険者）の窓口】 金ヶ崎町役場	所在地 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町 22-1 号 TEL 0197-42-2111
【公的団体の窓口】 岩手県国民健康保険団体連合会 (苦情処理委員会)	所在地 盛岡市大沢川原三丁目 7 番 30 号 TEL 019-623-4325

9. ハラスメント

事業者は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。

- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

10. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう、次に掲げる措置を講じます。

- ①介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 業務継続に向けた取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 虐待の防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ①事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ②当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

役職：管理者 氏名：鈴木 真樹

13. 重要事項説明の確認

説明年月日 令和 年 月 日

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

株式会社 ナカノメ 岩手県奥州市水沢字吉小路46-2
代表取締役 中目 祐幸 ⑩

指定居宅介護支援事業所 奥州日高居宅介護支援事業所
説明者 鈴木 真樹 ⑩

上記重要事項の説明を受け、その内容に同意しました。

利用者

住所

氏名

代理人

住所

氏名

続柄

改訂履歴

令和7年4月1日 作成 (別紙1)サービス利用割合

令和7年10月1日 作成 (別紙1)サービス利用割合

【加算料金】要介護度による区分なし

加算項目	加算額	算定要件	
初回加算	3,000 円/月	<ul style="list-style-type: none"> 要支援区分から要介護区分に変更となった場合。 新規に居宅サービス計画を作成する場合。 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービスを計画する場合。 	
入院時情報連携加算 ※(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかを算定	Ⅰ 2,500 円/月	利用者が入院した日のうちに、医療機関へ情報提供した場合(提供方法は問わない)。 ※ 入院日以前の情報提供を含む。 ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。	
	Ⅱ 2,000 円/月	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関に情報提供した場合(提供方法は問わない)。 ※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。	
退院・退所加算		入院・入所期間中につき1回を限度。初回加算との同時算定不可。	
	(Ⅰ)イ	4,500 円/回	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や介護保険施設等からの情報提供1回。 カンファレンス不参加。
	(Ⅰ)ロ	6,000 円/回	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や介護保険施設等からの情報提供1回。 カンファレンス参加。
	(Ⅱ)イ	6,000 円/回	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や介護保険施設等からの情報提供2回。 カンファレンス不参加。
	(Ⅱ)ロ	7,500 円/回	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や介護保険施設等からの情報提供2回。 カンファレンス1回以上参加。
	(Ⅲ)	9,000 円/回	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や介護保険施設等からの情報提供3回以上。 カンファレンス1回以上参加。
通院時情報連携加算	500 円/月	<ul style="list-style-type: none"> 利用者一人につき、1月に1回の算定を限度。 利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合。 	
ターミナル ケアマネジメント加算	4,000 円/月	<ul style="list-style-type: none"> 24時間連絡体制が確保しており、必要に応じて居宅介護支援を行う整備ができています。 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。 	
特定事業所医療介護連携加算	1,250 円/月	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円/回	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の求めに応じ、当該医療機関の医師または看護師等と共に居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じてサービスの調整を行った場合。 利用者1人につき1月に2回を限度。 	
特定事業所加算 (A)	1,140 円/月	介護支援専門員人員体制や運営基準等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	

【減算料金】要介護度による区分なし

減算項目	減算額	基準
運営基準減算	基本報酬50%	
特定事業所集中減算	2,000 円/月を減算	正当な理由なしに前6か月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービスなどの提供総数のうち、同一の事業者によって提供された数が80%を超えている場合。
業務継続計画未実施減算	1.0%/月を減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合。
高齢者虐待防止未実施減算	1.0%/月を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合。

(別紙2)居宅介護支援業務の実施

1. 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 利用者の意思に基づいた契約のため、利用者は複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、ケアプランに位置づけた理由を求めることができます。
 - エ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類の、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - オ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
 - カ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合および各サービスごとの同一事業者によって提供された割合の説明を行います。また、同時に介護サービス情報公表制度において公表いたします。
 - キ サービス付き高齢者向け住宅等において適正なサービス提供を確保します。
 - ② 介護支援専門員は、医療機関と連携促進に努めます。
 - ア 居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者等に対して入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することが義務付けられています。
 - イ 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。意見を頂いた医師には、ケアプランを交付することが義務付けられています。
 - ウ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に把握した利用者の状態について、主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うことが義務付けられています。
 - ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。
 - ④ 訪問介護の回数が多いケアプランについて、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促すことが適当であり、統計的にみて通常のかけ離れた回数の訪問介護(生活援助中心型)を位置づけるために、市町村にケアプランを届けることとします。
 - ⑤ 障害福祉サービスを受けてきた利用者の場合、障害福祉制度の相談支援専門員と連携を図ります。
- 3 サービス実施状況の把握、評価について
- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
 - ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
 - ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。

- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。
- ⑤ 介護支援専門員は、利用者が末期悪性腫瘍の場合、主治医の助言を得ることを前提として担当者会議を不要としたケアマネジメントの簡素化を図ることがあります。また、家族の同意を得た上で、医師から助言をもらい、頻回な訪問で状態を把握し主治医やサービス事業者へ伝えることもあります。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

8 サービスの利用状況等について

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は次の通りです。

(2025-10-1現在:令和7年3月～令和7年8月サービス利用実績より)

① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	33.0%
通所介護 地域密着型通所介護	54.8%
福祉用具貸与	72.0%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合(上位3事業所)

訪問介護	ゼット・ケアサポート	75.4%	ニチイケアセンター水沢	24.7%	これさぼヘルパーステーション アースサポート奥州	4.1%
通所介護 地域密着型通所介護	チャレンジゼット	38.2%	ぬくもりの家	13.2%	ゆうゆうタウン水沢	9.1%
福祉用具貸与	株式会社ナカノメ	76.1%	サンメディカル金ヶ崎	8.1%	タスキンヘルスレント 奥州ステーション	7.5%